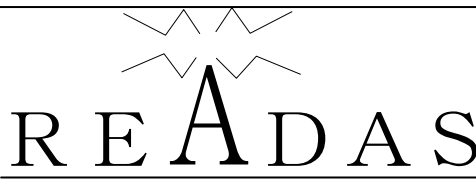


第 5476 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2016年)平成28年 5月27日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ◇ ゴルフ場が破綻した場合の貸倒引当金の計上

**Q**：ゴルフ場が破綻して会社更生法の更生手続き開始の申立がありました。会員権の帳簿価額の50%を貸倒引当金に計上することができますか？

**A**：計上することはできません。

### 【解説】

法人税では、金銭債権に係る債務者につき会社更生法の規定による更生手続開始の申立てが行われた場合は、その金銭債権の額の50%相当額を個別評価による貸倒引当金に繰り入れることができることとされています。

したがって、ゴルフ場経営会社について更生手続開始の申立てが行われた場合に、この規定が適用されるためには、ゴルフ会員権として処理していたものの全部又は一部が金銭債権としての性格を有していなければなりません。

しかしながら、会社更生法の規定による更生手続開始の申立ては再建型の倒産処理手続であり、経営の継続を前提としていますので、会員契約は、通常その手続の中では解除されません。

したがって、ゴルフ場経営会社につき、会社更生法の規定による更生手続開始の申立てが行われた場合でも、退会しない限りは、ゴルフ会員権は金銭債権としての性格を有しているとはいえませんので、その会員権の帳簿価額の50%相当額を個別評価による貸倒引当金に繰り入れることはできません。

